

令和 7 年 9 月 8 日
大 木 町

指名停止措置について

指名停止措置の概要

1 指名停止業者

住 所 東京都西新宿区西新宿 8 - 5 - 1
商号又は名称 株式会社 中央技術コンサルタンツ

2 指名停止の期間

令和 7 年 9 月 8 日から令和 8 年 3 月 7 日まで（6 か月）

3 事実概要

（株）中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、気仙沼市職員から事前に予定価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和 7 年 7 月 21 日に逮捕された。

4 指名停止の理由

上記の事実は、大木町指名停止措置要綱別表その 2 第 6 号に該当する。

【大木町指名停止措置要綱 別表その 2 第 6 号】

措置要件	期間
（競売入札妨害又は談合） （6） 町発注工事等以外に関して、建設業者等の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 月以上 18 月以内

問合せ先

大木町役場総務課
担当：野口、北原
電話：0944-32-1035（直通）